

留意事項に関する同意書

平成 年 月 日

No.	内容	<input checked="" type="checkbox"/>
1	当法人が指定活用団体に指定された場合、指定後において、国が指定活用団体を監督等するに当たり必要な事項（不正等が生じた場合における休眠預金等交付金の返還を含む。）の取決めを国との間で行うことに同意します。	<input type="checkbox"/>
2	申請書類については、個人情報や指定申請団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等を除き、指定活用団体指定後、公表されることに予め同意します。	<input type="checkbox"/>
3	提出した申請書類が返却されないことについて同意します。	<input type="checkbox"/>
4	審査期間中に、現地調査の実施や追加資料の提出を求められ、これに応じることに同意します。	<input type="checkbox"/>
5	当法人が指定活用団体に指定された場合、準備に要する費用については、申請書類の⑦準備行為実施計画において示した当該見込額の範囲内で、内容及び費用の性質に照らして合理的と認められる費用が休眠預金等交付金の対象となること及び当該交付金が交付される時期は 2019 年秋頃（予定）であることについて同意します。	<input type="checkbox"/>
6	申請受付期間終了後（平成 30 年 10 月 6 日）から審議会における面接終了までの間に、当法人の設立者、評議員、役員又は職員（これらの就任予定者を含む。）から休眠預金等活用審議会委員又は専門委員に対して、指定活用団体の指定に関し故意の接触（電話、メール等による接触を含む。）があった旨、委員又は専門委員から内閣府指定活用団体指定担当室に通報があった場合には、当法人が審議会における面接対象から除外されることについて同意します。	<input type="checkbox"/>
7	申請書類の作成等指定までに要する全ての費用については、当法人の負担となることについて同意します。	<input type="checkbox"/>
8	法第 20 条第 1 項に基づく指定のための審査の結果、指定活用団体に指定されなかったことによる一切の損害等について国が責任を負うものではないことに同意します。	<input type="checkbox"/>
9	指定に関する虚偽申請等の不正行為をはじめ法第 33 条第 1 項に定める指定取消しの事由があったときには、指定の取消しやその事由に起因する国の一切の損害等について賠償することに同意します。	<input type="checkbox"/>

当法人は、公募要領に記載されている留意事項等に関して、上記の通り同意します。

法人番号： \_\_\_\_\_

申請団体名： \_\_\_\_\_ 印

代表理事の氏名（直筆）： \_\_\_\_\_